令和５年度学童保育室入室のしおり　より

８．インフルエンザ等の感染症にかかった場合

（１）麻しん、インフルエンザ等の感染症罹患時は、感染症の治癒したことが確認され　　学校への登校が可能となるまで登室できません。

（２）インフルエンザ等で学級閉鎖となった場合

学級閉鎖になったクラスのお子さんは、感染予防のため原則としてご家庭でお過ごしください。やむを得ず保育が必要な場合は、事前に学童保育室に連絡のうえ、登室前に検温し体調に問題がないことを必ず確認してください。

登室後にお子さんの体調が悪くなった場合はお迎えをお願いしますので、保護者の方と必ず連絡が取れる連絡方法を連絡帳に記載してください。

（３）夏休み等学校が長期休業となる期間に治癒した場合

ア　インフルエンザ以外の感染症

医療機関が記入した「登校・登園・登室許可証」を学童保育室に提出してください。

イ　インフルエンザの場合

保護者が「インフルエンザ登校・登園・登室届」を記載し、学童保育室に提出してください。

ただし、インフルエンザの診断であっても症状が重い場合や入院を伴う場合などは、医療機関が記入した「登校・登園・登室許可証」の提出をお願いします。